

令和3年第3回七戸町議会臨時会 会 議 録

令和3年10月21日七戸町告示第89号で、令和3年第3回七戸町議会臨時会を10月28日上北郡七戸町議会議事堂に招集する。

令和3年10月28日 午前10時07分 開会

令和3年10月28日 午前11時05分 閉会

○応招議員（16名）

議 長	16番	瀬 川 左 一 君	副議長	15番	盛 田 惠津子 君
	1番	中 野 正 章 君		2番	山 本 泰 二 君
	3番	向中野 幸 八 君		4番	二ツ森 英 樹 君
	5番	小 坂 義 貞 君		6番	澤 田 公 勇 君
	7番	疍 清 悦 君		8番	岡 村 茂 雄 君
	9番	附 田 俊 仁 君		10番	佐々木 寿 夫 君
	11番	田 嶋 輝 雄 君		12番	三 上 正 二 君
	13番	田 島 政 義 君		14番	白 石 洋 君

○不応招議員（0名）

○町長提出案件

- 報告第 35号 専決処分事項の報告について
(令和3年度七戸町一般会計補正予算(第8号))
- 報告第 36号 専決処分事項の報告について
(令和3年度七戸町水道事業会計補正予算(第3号))
- 報告第 37号 専決処分事項の報告について
(令和3年度七戸町一般会計補正予算(第9号))
- 報告第 38号 専決処分事項の報告について
(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 議案第 82号 令和3年度七戸町一般会計補正予算(第10号)
- 議案第 83号 物品購入契約の締結について
(除雪ドーザ(11t級)交換購入)

○その他

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

**令和3年第3回七戸町議会臨時会
会議録（第1号）**

令和3年10月28日（木） 午前10時07分 開議

○議事日程

- 日 程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日 程第 2 会期の決定について
- 日 程第 3 諸般の報告について
- 日 程第 4 提出議案一括上程
- 「報告第35号 専決処分事項の報告について（令和3年度七戸町一般会計補正予算（第8号）」から「議案第83号 物品購入契約の締結について（除雪ドーザ（11t級）交換購入）」までの、2議案、4報告を一括上程
- （町長提出議案総括説明）

○町長提出案件

- 日 程第 5 報告第35号 専決処分事項の報告について
（令和3年度七戸町一般会計補正予算（第8号））
- 日 程第 6 報告第36号 専決処分事項の報告について
（令和3年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号））
- 日 程第 7 報告第37号 専決処分事項の報告について
（令和3年度七戸町一般会計補正予算（第9号））
- 日 程第 8 報告第38号 専決処分事項の報告について
（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日 程第 9 議案第82号 令和3年度七戸町一般会計補正予算（第10号）
- 日 程第10 議案第83号 物品購入契約の締結について
（除雪ドーザ（11t級）交換購入）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議 長	16番	瀬 川 左 一 君	副議長	15番	盛 田 恵津子 君
	1番	中 野 正 章 君		2番	山 本 泰 二 君
	3番	向中野 幸 八 君		4番	二ツ森 英 樹 君
	5番	小 坂 義 貞 君		6番	澤 田 公 勇 君

7番 市 清悦君
9番 附田俊仁君
11番 田嶋輝雄君
13番 田島政義君

8番 岡村茂雄君
10番 佐々木寿夫君
12番 三上正二君
14番 白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小又 勉君	副 町 長	高坂 信一君
総務課長	田嶋 邦貴君	支 所 長	小山 彦逸君
		(兼庶務課長)	
企画調整課長	金見 勝弘君	財 政 課 長	附田 敬吾君
会計管理者	高田 美由紀君	税 務 課 長	町屋 淳一君
		(兼会計課長)	
町民課長	原子 保幸君	社会生活課長	佐々木 和博君
健康福祉課長	井上 健君	商工観光課長	附田 良亮君
農林課長	鳥谷部 勉君	建設課長	氣田 雅之君
上下水道課長	仁和 圭昭君	教 育 長	附田 道大君
学務課長	鳥谷部 慎一郎君	生涯学習課長	田中 健一君
世界遺産対策室長	相馬 和徳君	中央公民館長	高田 博範君
		(兼南公民館長)	
		(兼中央図書館長)	
農業委員会会長	天間 俊一君	農業委員会事務局長	三上 義也君
代表監査委員	吉川 正純君	監査委員事務局長	澤山 晶男君
選挙管理委員会委員長	新館 文夫君	選挙管理委員会事務局長	原子 保幸君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 長	澤山 晶男君	事務局 次長	鳥谷部 伸一君
-------	--------	--------	---------

○会議録署名議員

11番	田嶋 輝雄君	12番	三上 正二君
-----	--------	-----	--------

○会議を傍聴した者（5名）

○会議の経過

開議 午前10時07分

○開会宣告

○議長（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。マスクを外して話させていただけます。

ただいまから令和3年第3回七戸町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

○開議宣告

○議長（瀬川左一君） 本日の会議を開きます。

○日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（瀬川左一君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、11番田嶋輝雄君と12番三上正二君を指名します。

○日程第2 会期の決定について

○議長（瀬川左一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

議長において作成しました議事日程及び説明員は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第3 諸般の報告について

○議長（瀬川左一君） 日程第3 諸般の報告についてを行います。

議長の諸般の報告については、お手元に配付しておりますので御了承願います。

○日程第4 提出議案の一括上程について

○議長（瀬川左一君） 日程第4 提出議案の一括上程について、報告第35号専決処分事項の報告について（令和3年度七戸町一般会計補正予算（第8号））から議案第83号物品購入契約の締結について（除雪ドーザ（11t級）の交換購入までの、2議案、4報告を一括上程いたします。

町長から提出議案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） おはようございます。

本日ここに、令和3年第3回七戸町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、議案の概要説明の前に、諸般の報告について申し上げます。

まず新型コロナウイルス感染症について、全国で感染者数が大幅に減少したことにより、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除となりました。

本県においても、新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージが解除となり、当町でも各公共施設等を県内限定ではありますが開放しております。今後、第6波が来るとも懸念されておりますので、町民の皆様には従来どおり感染対策の継続をお願いしてまいります。

また、当町のコロナワクチン接種状況及び今後の見込みについてですが、9月いっぱい町による集団接種を終了し、個別接種のみとなっております。また、町全体の接種状況は、2回目を終えた方が約82%となっており、未接種率は約18%で、その多くは10代、20代となっております。

今後は、2回接種を終えた全ての町民を対象に、3回目ワクチンを実施する予定としております。まずは令和3年12月に医療従事者から3回目接種が始まり、令和4年2月下旬から6月にかけて、七戸病院において土日、月2回から3回程度で集団接種を予定しております。

次に当町の経済対策について、特に疲弊している飲食店、事業関係者及び小売店事業者へ、年末・年始の消費喚起につながるよう経済支援を進めてまいります。「さあ、食べ歩こう、新たなステージへ元気・活気・やる気を取り戻そう！！」ただし、基本は少人数、短時間、2次会は駄目ですよということで、七戸町飲食店応援キャンペーンと称し、11月19日から12月10日までプレミアム飲食券を販売いたします。

内容は、1冊3,000円で購入できる5,000円分のプレミアム飲食券を5,000冊発行するほか、飲食店には20万円、小売店等には10万円の給付を行うこととしております。町民の皆様には、感染対策を取りながら飲食店を利用していただきたいと考えております。

次に、基幹産業である農業については、コロナ禍の影響などにより、米価が急激に下落し、米農家にとって非常に厳しい状況であることから、米価下落緊急対策支援事業として、米農家への支援を行うこととしております。

支援内容については、今年度コロナ等による被害としての種もみへの助成、来年度に向けた資材購入費などの準備等への支援として、10アール当たり最大4,000円の助成を考えております。この内容については、十和田おいらせ農協、あるいはゆうき青森農協、この2農協の要請内容に沿っての措置、支援ということになります。

なお、本臨時会に米価下落緊急対策支援事業及び飲食店等支援事業を補正予算として計上しておりますので、慎重な御審議の上、御賛同くださいますようお願いいたします。

それでは、本臨時会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第35号専決処分事項の報告について（令和3年度七戸町一般会計補正予算（第8号））については、新型コロナウイルス感染症対策の一環としてのプレミアム飲食券発行事業の実施に向けて、早急に対応が必要となったことから、歳入歳出予算の総額に2,569万円を追加し、予算の総額を103億4,895万6,000円としたものです。

歳入は繰入金に1,069万円、諸収入に1,500万円を追加し、歳出は総務費に2,569万円を追加したものです。

報告第36号専決処分事項の報告について（令和3年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号））については、8月の大雨災害に早急に対応する必要があったことから、水道事業費用の総額に変更はありませんが、特別損失に900万円を追加し、予備費から900万円を減額したものです。

報告第37号専決処分事項の報告について（令和3年度七戸町一般会計補正予算（第9号））については、自動車損傷事故において速やかに処理する必要があったこと、新型コロナウイルスワクチン接種事業及び8月の大雨災害における農林水産業施設災害復旧事業において、早急に対応する必要が生じたことから、歳入歳出予算の総額に3,159万9,000円を追加し、予算の総額を103億8,055万5,000円としたものです。

歳入は国庫支出金に1,099万9,000円、繰入金に2,060万円を追加し、歳出は総務費に1,159万9,000円、災害復旧費に2,000万円を追加したものです。

報告第38号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、令和3年9月25日に発生した、町道甲田沼12号線での損害を与えた事故について、相手方と和解が成立したので、この額を早急に支払う必要があるため専決処分したものです。

議案第82号令和3年度七戸町一般会計補正予算（第10号）については、歳入歳出予算の総額に9,909万9,000円を追加し、予算の総額を104億7,965万4,000円とするものです。

歳入は、国庫支出金に3,096万5,000円、繰入金に6,813万4,000円を追加し、歳出は総務費に7,550万円、災害復旧費に2,359万9,000円を追加するものです。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として実施する米価下落緊急対策支援事業費及び飲食店等支援事業費並びに公共土木施設災害復旧事業の増額となっております。

議案第83号物品購入契約の締結について（除雪ドーザ（11t級）交換購入）については、物品購入の指名競争入札を令和3年10月18日実施、「日本キャタピラー合同会社八戸営業所」に落札となったので、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

以上が、本臨時会に提出いたしました議案であります。議員各位には慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川左一君） これをもって、提出議案の説明を終わります。

これより議案審議に入ります。

○日程第5 報告第35号

○議長（瀬川左一君） 日程第5 報告第35号専決処分事項の報告について（令和3年度七戸町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第35号は、原案のとおり承認されました。

○日程第6 報告第36号

○議長（瀬川左一君） 日程第6 報告第36号専決処分事項の報告について（令和3年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第36号は、原案のとおり承認されました。

○日程第7 報告第37号

○議長（瀬川左一君） 日程第7 報告第37号専決処分事項の報告について（令和3年度七戸町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） 7ページの災害復旧費ですけれども、委託料で2,000万円ということでありまして、これで結果というのはいつ頃出てきますか。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

現在の日程でございますが、災害の被害査定が11月8日に国のほうから現地の調査をしに来るということになっておりますので、11月8日以降になります。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） テレビとか新聞に載ってましたけれども、町長と東北町の町長と一緒に視察してきましたけれども、その結果さんざんたるものだったと思うのですけれども、そういった意味では、国の査定する人、査定官。それで、そのときに感触としてはどういう感触だったのでしょうか。査定官、どういう感想言っていましたか。私たちの見る範囲では、とってもしゃないけれども、これ物になるかなと思うくらいさんざんたるものなのですけれども。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁をお願いします。

○町長（小又 勉君） 私と東北町の長久保町長と二人で県に要請に行っていました。あそこはいわゆる県管理の河川ということでありまして、あのときも行動が遅くて、私も県民局を介して電話して、早くあれを塞がないと何ぼでも水が入ってくるよと、それで国土交通省と、それから整備局と農政局、両方のポンプを使って、その費用の負担というのも実はその当時発生するということで、当町にもその負担の要請というのは来ておりました。ですから、早く止めないと駄目ということでその要請に行って、緊急的に大きなフレコンというあれでどんどんどんどん塞いだということですが、た

だ、査定については私、立ち会っておりません。ですから、その感触は分からないが、新聞報道では早急にあれやらないと次の災害が来たときにまた破れると、それから原因になるものがいわゆる雑木です。実際川幅はあるのだけれども、水が流れるのがほぼ3分の1しかないと、あと両岸がもう木で覆われているというよりも、あそこも土砂が堆積しているということで、その土砂の排除というのも行ったときをお願いをしておりますし、小川原湖に出る河口、あそこは鳥でも渡って歩けるぐらいもう埋まってしまっていると。ですから、上流からの水の押しでようやくあの小川原湖に出ている状況ということで、この浚渫というのもお願いをしてきました。そうしたら、恐らく早いうちに、これは国の責任でやるみたいでありますけれども、国・県、これが共同して早急に復旧に努めるという返事をいただいております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君） 今の町長の発言にちょっと補足いたします。

土場川土地改良区のエリアも今の河川の増水、決壊により被害を受けておりますけれども、基本的には河川が決壊しておりますので、土木部、県のほうで農災とは別に県の公共災、そちらのほうで対応することになります。農災として挙げる部分が出てこないものとなっております。土地改良事業で今盛んに工事しているエリアについては、復旧したとしてもその現況がなくなるということになるので、災害の対応にはならないと想定されております。部分的に農道とか畦畔部分とのつながり部分のところで、河川課と協議しながら若干手直ししなければならない部分は発生してくるかと思いますが、大規模な農災としての査定というものには上がらない予定となっております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第37号は、原案のとおり承認されました。

○日程第8 報告第38号

○議長（瀬川左一君） 日程第8 報告第38号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

12番議員。

○12番（三上正二君） ちょっと教えてもらいたいのですけれども、これ側溝に要するに自分で落ちたんだよね。それで、しかも右側だよな。左側の側溝でなく、ハンドル切り損ねたから。そういうのは、そうしたら側溝に落ちたら全てみんなこれどおりにいけば、全てみんな町で払わなければ駄目なのです。それどういう認識なのかな。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（田嶋邦貴君） お答えします。

この事故については、天間林の榎林になるのですけれども、甲田線の12号線ということで、緩やかな坂になっていましてちょっとカーブがあるのです。そのカーブのところが事故の現場なのですが、ここへ本来であればU字溝が両側にあるのですが、ここ水が流れていて田んぼのほうにも直接行くというような関係なのかもしれませんけれども、そのU字溝が道路の真ん中らへんぐらいまであるのです。そういう現場だったものですから、要するに普通に車が来ると、そこを普通に上を走っていくという状態の中で、右側が緩んでいたのでもそこにタイヤが落ちてしまったと、これはきちんと管理ができていないということで、町の責任ということでの損害の和解というところでございます。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 簡単にいえば、道路の脇の側溝ではなくて、その途中の水切りをしている、要するに道路がこうあればこれを横断している側溝というのが悪かった。それだと分かった。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

14番議員。

○14番（白石 洋君） ただいまの課長の説明を聞いていますと、確かに状況から言うと非常に町の手落ちと申しますか、道路行政の関係でちょっと片手落ちだというようなことで、保険で処理しているわけですが、ただ、私この文書を見てみて、非常にいっどこで誰が何をどうしたという形でやらないと、何が何だかさっぱり分からないのです。車が走っていましたが、突然右側の側溝に落ちたというから、どうなってこれ左側通行なのに、状況が全然分からないわけです。その辺どんな車種が走っていたのかも分からないし、そういった面についてもやはりしなければいけないし、それからこれはどうなっているのですか。保険は総務課だけれども、現場はと言いますか、その道路の関係は建設課になっているものだから、このことをお互いにうまく連携をとらないと、同じようなことがまた起きる可能性ってあるわけです。ついうっかりしていると。

だから、前にも側溝にふたをさせていたところ女の方が通っていて、ふたがたまたま途中でなくなっていたからひっくり返って、それはけがで済んだからと言ったらおかしいけれども、良かったのですけれども、そういったこともあるものですから、やっぱりそういう危険な箇所等についてはきちんと明示しておかないと、保険で処理するからいいんだという考え方ではなくて、これ本当に人災になってくると大変なことになると思うのです。次の検討を今しゃべったように、やっぱり和解の内容をもう少しきちっと分かりやすくですよ、100%ですか、これは。何なんだか分からないもの。やっぱり議会として我々はそういう立場にいるものですから、きちっとしたもので考えてやらないとまずいというふうに思いましたので、あえてひとつ今後もあることですから、よろしくお願ひしたいと思います。総務課長、いかがでしょうか。特にその連携はどうなのですか。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（田嶋邦貴君） お答えします。

まず、議員おっしゃるとおり、その説明につきましてはもう少し丁寧に詳しく説明をしたいと思います。連携につきましては、この事故があったときも建設課とも連絡して、今後こういうところがないのか、いわゆるパトロールもしています、巡回もしていますというような形の中で、今後ないような形はつくるようにはしていますけれども、そのようにまず今後もないように進めていきたいというふうに考えています。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

7番議員。

○7番（所 清悦君） 道路横断している側溝だということで、文書の内容が理解できたわけですがけれども、常に車両が走行するところというのが、跳ね上がったことが原因で車両が損傷したということです。本当は道路の両側の側溝とは別に横断するところは、いつも車両が通るところは跳ね上がらないように固定するような、そのグレーチングの方法というのはないのか伺います。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（氣田雅之君） お答えいたします。

横断するグレーチングの側溝ですけれども、様々タイプがございまして、古いタイプでございまして全く押さえがない。それと、また本体にねじ止めできるというグレーチングの側溝、これ側溝とグレーチングはセットになりますけれども、そういった側溝もあります。側溝でボルトで押さえであるグレーチングなどかというところまでの調査というのは、まだ実際のところ把握ができておりませんので、そのところは走りながら音がするような場所を今後もう少し注意していくように、パトロールに努めたいと思います。

以上でございまして。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（所 清悦君） 現状どのようなグレーチングになっているかというのをまず把握する必要があると思うのと、やはり重力というか、その重さだけでただ置いただけというのだと跳ね上がる可能性というのはあるので、それ交換するというのも検討していく必要があると思いますので、そこは要望でいす。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 一回にしゃべればよかったのだけれども、課長、そういうの結構あると思うんだ、こんなのは、大体でいいのだけれども、どれくらいあるのですか。例えば、10カ所とか100カ所、1,000カ所なのか1万箇所なのか。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（氣田雅之君） お答えいたします。

管理している路線数というのが町では805路線ございまして、それに対して1路線当たり5個あったとすれば4,000ございます。というお話になるかと思ひます。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） その全てのを悪いと思わないと。だけれども、全てその可能性がゼロではないと、だから課長が言ったように、ここは少なくともそれ走っている道路だもの難しいわけでないから、それはやっぱりそういう形で管理して、ここはすぐできなくてもここはもうちょっとこれはそういう対策をやっておいたほうがいい、でなければ1回で50万円も100万円ずつもとられたら、だんだん保険料だけ上がっていくべ、掛け金だけ。そういう形はしたほうがいいと思ひます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） 関連なのですけれども、まず私が思うのは、あそこ庁舎なのですけれども、あそこが引っ込んでいすでしょう、あそこの道路分かる。パネルあるとこ、横断している。あんなところでも。あとは私の知っているところでも何箇所もあるのです。と言うのは、マンホールがあつてマンホールだけはきちつとなっているのだけれども、その周りが、ぼこつとへこんでいす。そういう箇所というのは何箇所もある。だから、ある意味では、たまたまだ事故が起きていないから、音だけ、がちゃん、がちゃんとは鳴る。そういう意味では、万が一事故が起きたときには町が悪いよところなるから、こういうものは一つ一つ精査していく調査していく、そうやって少しでも災害を防ぐ努力してください。これ要望です。

私の知っている範囲内でもそこはよく言われました。ニンニクを運んできていす人が、ニンニクの箱の積み方が違うのです。普通ならこうやるのですけれども、三段までは一方通行で積んでいくのです。だからいつでも崩れやすいのです。ですすので、ちょっと崩れやすいからあそこ何とかしてくれないべかというのは結構あつた。そういうことも含めて、まずそういうものの精査してください。調査してください。要望です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって、質疑を終結します。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。
これより本案について採決します。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。
したがって、報告第38号は、原案のとおり承認されました。

○日程第9 議案第82号

○議長(瀬川左一君) 日程第9 議案第82号令和3年度七戸町一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり発言を許します。

12番議員。

○12番(三上正二君) 7ページ、飲食店にこれあげるのはいいのだけれども、基準とかそういうのはあるのか、皆一律なのかな。

○議長(瀬川左一君) 商工観光課長。

○商工観光課長(附田良亮君) お答えいたします。

この臨時給付金の対象となるお店ですけれども、昨年臨時給付金を支給している対象となる事業所、業種等は変わりません。その中で、飲食店に該当するところは特に疲弊しているということで20万円、その他の業種については10万円というふうにしてあります。

以上です。

○議長(瀬川左一君) 12番議員。

○12番(三上正二君) 分かりました。例えば同じ、要するに一律なわけだ。業種の部分はいい、それはいいのだけれども、一人しか入らない店はないと思うけれども5人くらい入る店もあれば、それこそ10人、20人入る店も様々ある。だから、極端に言うとならば、席数が大きければ大きいほど落ち込みは大きいはずで、人がそれに比例して入っているとすれば、でも、それでも極端に言えば、2人か3人しか入らない店からいけば、率からいけば補填率が恐ろしいことになるから、減多に客来ないでこれがあつたほうがいいなと思うところもあるのではないべか。不公平感が生まれないかということ

だ。その辺はどう考えているのですか。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

昨年度も一律20万円、今回も一律10万円で、部分的に20万円という程度にしてあります。これは規模、あるいは売上げの前年度同期とかということを取り入れると、審査に時間がかかるということと、それから10万、20万円の単位であれば、町としては速やかに行動をおこしたいということから、審査等とそれから規模もなしでいくほうが、町独自としてはいいのではないかというふうにしてあります。

国のように100万、200万円の単位であれば、やはり規模、審査基準等が必要になると思いますけれども、町としてはスピード感を持って対応したいということから、この額で一律ということにしてあります。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 1回目は私もそう思いました。それはそれでいいのさ。だけれども、これさっき町長が話たけれども、収まると思うけれども、仮に第6波が来たとする。また同じことが起きるんだよ。だけれども、前のときに言った、第1回目であれば、もう基準も何も、基準すらないんだもの、それはそれでいいとしても、でも、今回データとるぐらいはできるのではないかなと思ったのさ。だから、では第6波が来た時点で10万円でも20万円、30万円でもいいけれども、また同じくやるのだったら、スピード感を持ってやるのはいいのだけれども、それを1回目にやったときのよう、それからどうなってやったか、その時間はなかったわけではないと思うんだよ。だから、今これ決めたの否定するとかそういうことではないんだよ。またこれからも出てきたときには、やっぱり簡単に言うとそれこそ店の人たちでもお客さんでも、同じくお金をもらうのだったら、あそこの店はあれだけど、あなたの店は良かったのではという話もあるくらいだから。確かにそのとおりだけれども、きれいにみんな不公平ないようにって、これ難しいと思うけれども、だけれどもそのデータとるくらいとっておいてもいいのではないかなと思うのだけれども、今後のためにはどんなものでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

たしか東北町のほうで基準を設ける唯一の、いろいろ考えたけれども駄目だということと聞いたのが、商工会に入っているか入っていないかで差をつけたりしたのもありました。七戸ではその点については採用しないほうがいいのではないかなということで、一律にしました。あと店の規模については、これからの課題とさせていただきたいなところなんです。いわゆる店の収容人数を使うべきなのか、申告の内容による売上げの規模がいいのか、判断基準が幾つかあると思いますので、これからいろいろとそういうことも加味しながらということも含めて対応したいなと思います。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 5 番議員。

○5 番（小坂義貞君） 7 ページ、米価下落緊急対策交付金、これはどういうふうな形の交付金補助事業なのですか。説明をお願いします。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

まず一つ目が、今年産の水稻種子に係る助成でございます。急激な下落ということでございますので、種子の購入金額、面積、数量と、実際に水稻の販売している数量から面積を換算しまして、そちらの低い方の面積に対して2,000円、それから次年産に向けた資材費等の一部購入助成ということでプラス2,000円ということで、最大4,000円という交付になります。

ただ、今年限り下落しているわけではなくて、来年度以降も当然多少上がるかもしれませんが、米価というのはこの水準で数年は推移していくものと思われますので、来年度以降、資材費購入等の助成につきましては、主食用米からの転換を条件にしております。そういうものに取り組んでいきますよということであれば、プラス資材費等の一部購入助成を2,000円追加するというように考えております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 5 番議員。

○5 番（小坂義貞君） まず、二つの事業ということで4,000円ということで、今年は天候不順も7月ぐらいの天候がかなり高温ということで、その8月の例の大水害、そういう機会でも不稔障害とかいろいろな米の障害を受けて反収が上がらないというような農家がほとんど私も聞いています。米価下落というダブルパンチということで、10アール当たり4,000円、多分これ大きな財源、収入になると思いますので、今後ともそういう支援対策をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 1 番議員。

○1 番（中野正章君） 今に関連というかちょっと確認ですけれども、最大でそれでは10アール当たり6,000円もらえる農家が出るという考えでいいですか。最大で4,000円、そうですか、分かりました。結局、県内でも報道でつがる市で5,800円とか十和田市で5,800円というのがぼつつ出てきた中で、当町はどうするのかというあれがありましたが、2農協の要望書を見た感じでは確かにそうだなという気がしています。国のコロナの影響がまず大きいと考えれば、もっと国への要請を強くしてもいいのではないかと考えますけれども、どうでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） おっしゃるとおり、両農協の要請の内容に基づいて今回支援をするということで、農業に対する支援というのは、その他も含めて我が七戸町ほとんど

県内トップクラスだというふうに思っています。ですから、今回の4,000円はこれにとどまることなく次の対策、国のいわゆるあれに基づいて、今後この下落があってもそちらのほうへ移行できるようなその体制づくりということで、これにはとどまらずやっ
ていくということにしておきたいと思えます。

それから要請についてですけれども、県の町村会を通じての国に対しての要望ということもしていますし、我々は県に対して県への要望、なかなかはっきりしたのは出てきておりません。それから、併せて県を介しての国への要望というのも今後も強く要望していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

12番議員。

○12番（三上正二君） これ農林課長に聞きたいのだけれども、今のこの助成とかそういうのはいいんだよ。たしかこの前NHKだったと思うのだけれども、全国を調査していたら3町歩とか5町歩の作付け農家が、国からの補助金もらったら、十何パーセントいったわけ。それに対して30ヘクタール以上になれば、そういう約70%ぐらい補助金だけなのよ。この意味分かる。ということは、今のこの形だけれども、大きな面積を大規模にやればやるほど、要するに物とるよりも補助金の比率が高くもらっているということなんだよ。分かってる、これ。だから、その辺のところを町長含めてどう考えるか、大規模やるのはいいんだよ。だけれども、物をつくったのと補助金だけの収入で、俺が知っている東北町の人もあるんだけど、そういうふうになってくれば、ただ面積を増やしたほうがいくない。ましてやこれからは小さい農家はどんどんまた高齢化もしていくし辞めていく。そうなれば、また大きい人ばかり集まる。だけれども、その実態というのは、5町歩以下だと十何パーセント補助金。だけれどもそれ30町歩以上になれば、100町歩、200町歩やれば何ぼになるか分からないけれども、それってどう思うんだってということだ。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） おっしゃるとおりです。非常に補助金の比率が高いと、あなた何を植えてますかと補助金植えてますと、こういうような笑い話があるのですけれども、国の政策で、これはこれである種これに沿ったやっぱり経営というのをやっていますから、これはこれで仕方がないと思うのですけれども、その補助金のいわゆる比率もだんだん下がってきているということですから、今後やっぱり特に大規模農家については、補助金を植えるのではなくてやっぱり実質本来の農業で何かを作付してそれをとると、これに向かっているかないと、こういう経営ばかりやっているといつかはやっぱり破綻すると、そういう懸念があります。そういう指導も含めて行っていきたいと思えます。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君）　　というのは、何でこういうこと言ったか、先ほども言ったみたいに、これからも下落が懸念されるから、要するに普通の食用米ではなくて飼料米とかそういう方向に対して考えていると言ったでしょう。となってくると、逆に言えば飼料米とかは、もろ補助金だけなんで、あれ経済ベースの価格ではないから、でもそっちやることによって食用米の価格を下落させないという考え方だと思うけれども、あれだけは、そっこと経済的にあれ成り立つのは一つもないから。だけれども、補助金でそのぐらいもらえればいいんだけど、だからどうかなという疑問が出てくるのさ。

○議長（瀬川左一君）　農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君）　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、飼料用米のキロ単価は20円前後、実際問題、生産者はそれでやっていこうと思うと非常に厳しいものがあります。飼料に関しては海外輸入が大概を占めている中で、国としては国産のもので対応できないかということで、今の飼料用米に取り組んできているところですが、今のような交付金が今後も確約されて出続けるというわけではございませんので、財務省も一部新聞報道では飼料用米は何年やっていくのかという話を農水省のほうと協議を始めたということも載っております。

町としては、独自に輸出用米であるとか加工用米、そういったものにも取り組んできておりますが、昨今コロナの影響もございまして、需用が海外でも止まっている状態で、今年産につきましては100ヘクタールを超える輸出用米で一先懸命取り組んで、何とか主食用米以上の販売金額、交付金足した金額で経営が何とかなっているような状況ですが、国内はもう既に毎年10万トン以上ずつ消費が落ち込んでいってるよという状況の中で、米しか作れないという農家の方も実際問題いらっしゃいます。米をどの程度やっていくのかというのは、もう国としては経営者判断ですよということで、ある程度生産調整は手を引いている状態の中で、その考え方が末端の市町村に下りてきているような非常に厳しい状態ではありますが、町としては国の補助金、県の補助金等を活用しながら、ある程度経営面では安定させたやり方をしながら、独自のルート販売を何とか関係機関、農協等と連携しながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君）　ほかにありませんか。

7番議員。

○7番（所 清悦君）　農業関係の補助金については、日本そのものが先進7か国の中で農業の産出額に対しての農家の補助金の占める割合というのが一番少ないということも事実で、農業のこれからの担い手対策とかそういったものも、やはり国の政策をどうするかというのが大きいなとは思っています。それはそれとして、今10アール当たり最大で4,000円ということですが、これ主食用米は下落したのですけれども、飼料用米も同様に10アール当たり4,000円なのかというのを、まずそれ1点伺います。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

今の対策については、米価の下落対策でございますので、対象は全て主食用米ということになります。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（所 清悦君） 飼料用米も選択できるのに、農家が主食用米を選択した結果こちらが下落したのだといった場合に、飼料用米を選択した農家は若干不公平感も感じるところはあると思うのですけれども、どちらがいいかは私もまだ分かりませんのでそこは触れませんが、前から収入保険というせつかくいい制度を農水省がつくったのを利用するべきだということを一一般質問を通じて言ってきました。新聞の情報ですと、制度が始まって2年目の今年、収入保険に加入している農家が3分の2ということで、共済関係者とか農業のそういった関係機関の人の働きかけの影響なのか、意外と加入率が高くなったなと思って一安心していました。

また、ナラシ対策と収入保険で米価下落分の約半分近くはそういったもので補えるということだったので、これからやはり収入保険をできれば専業農家、大規模農家ほど利用するべきだなとは思っていますけれども、町の状況はどうか、収入保険の加入率。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

今年産の主食用米の作付者は約670人となっております。うち収入保険に加入しているのは62名、ナラシ対策に加入している方は68名で、それぞれ概ね10%ずつということで加入しているのはトータルで20%ということになります。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（所 清悦君） そうすると、青森県全体で合わせて約3分の2、66%加入しているということだったのですけれども、七戸町は低いほうで、ほかは割とどちらか有利だと思われるほうを利用しているということなのかという確認を一つと、七戸が加入率低い原因が何か、どう考えているのか伺います。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

農業者数、経営者数では、加入率は10%、10%なので20%ぐらいでございますが、実際の経営面積で見ますと、水稻の作付面積が約1,160ヘクタール、それに占める加入者の面積が概ね490、約500ヘクタールですので、50%近くの経営面積上では加入していることになっております。これは概ね大規模農家、専業農家はある程度収入保険に加入しているものと推察されます。ただ、加入していない方の話を聞きますと、もう当然収入保険につきましては青色申告限定でございます。ナラシ対策加入者の

条件は認定農業者に限られております。なので、どうしても小規模、中規模からなる方々は青色申告はちょっと私はできないなという話をよく聞きます。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 7番議員はもう4回目ですので。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第83号

○議長（瀬川左一君） 日程第10 議案第83号物品購入契約の締結について（除雪ドーザ（11t級）交換購入）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

○散会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上をもちまして、令和3年第3回七戸町議会臨時会に付議さ

れた事件は、全て議了しました。

これをもって、令和3年第3回七戸町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

散会 午前11時05分

以上の会議録は、事務局長澤山晶男の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和3年10月28日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員